

雇用保険マルチジョブホルダー制度のQ&A（被保険者編）

令和4年1月1日より、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して所定の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者になることができる制度が施行されます。厚生労働省のホームページではマルチジョブホルダー制度のQ&Aが掲載されておりますのでご紹介させていただきます。

制度の概要

【Q1】 雇用保険マルチジョブホルダー制度とはどのような制度ですか。

【答】雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ31日以上雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。

雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうちの2つの事業所での勤務を合計して下記の加入要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から、特例的に雇用保険の被保険者となることができる制度です。

マルチ高齢被保険者であった方が失業した場合には、一定の要件を満たせば、高齢求職者給付金（被保険者期間に応じて基本手当日額の30日分または50日分）を一時金で受給することができるようになります。

65歳以上の労働者に限定して本制度を令和4年1月1日から試行実施し、その効果等を施行後5年を目途に検証することとしています。

雇用保険の加入要件

【Q2】 雇用保険マルチジョブホルダー制度における雇用保険の加入要件を教えてください。

【答】以下の要件をすべて満たすことが必要です。

①複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること。

②2つの事業所（1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満であるものに限る。）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること

③2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること。

なお、雇用保険に加入できるのは2つの事業所までです。

また、2つの事業所は異なる事業主であることが必要です。

【Q3】 3つ以上の事業所で勤務している場合は、どのようにして雇用保険に加入する2つの事業所を決定するのですか。

【答】3つ以上の事業所で勤務している場合は、賃金等を考慮の上、マルチ高齢被保険者として申出をする方が雇用保険に加入する2つの事業所を選択してください。ただし、雇用保険に加入した2つの事業所についてQ2の要件を満たさなくなった場合を除き、加入する事業所を任意に変更することはできません。

【Q4】 通常の雇用保険は加入要件を満たすと必ず加入しなければならないですが、本制度も同様の取り扱いでしょうか。

【答】通常の雇用保険とは異なり、初めてマルチ高齢被保険者に加入する場合は、要件を満たすと必ず加入しなければならないわけではなく、マルチ高齢被保険者として申出をする方の希望により、ハローワークに申出を行った日からマルチ高齢被保険者となります。ただし、3つ以上の事業所で勤務している場合は、1つの事業所を離職した際に、その他の2つの事業所でQ2の加入要件を満たす場合は、加入が必須となります。

雇用保険の加入手続・離職した場合の手続

【Q5】 通常の雇用保険は事業主が雇用保険の加入手続を行ってくれますが、本制度はなぜ本人が手続をしないといけないのでしょうか。

【答】通常の雇用保険の加入手続は事業主の義務となっておりますが、本制度では、所定労働時間について1つの事業所ですべてを把握してハローワークに届出を行うことは困難であることから、本人を届出主体としております。

【Q6】 どこで手続をすればよいのでしょうか。

【答】マルチ高齢被保険者として申出をする方の住所又は居所を管轄するハローワークで手続を行うことができます。

【Q7】 いつから雇用保険に加入できるのでしょうか。

【答】ハローワークへ申出を行った日から、マルチ高齢被保険者となります（就職日等へ遡及して加入することはできません）。なお、申出を行った日とは、住居所管轄ハローワークへ「雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得届」を届け出た日となりますが、郵送による届出の場合は、住居所在地管轄ハローワークにおいて、当該郵送物を受理した日となります。

【Q8】 マルチ高年齢被保険者の加入手続を教えてください。

【答】 上記Q2の要件を満たした場合、2つの事業所それぞれのマルチ雇入届を作成し、添付書類をそろえて、本人が住居所管轄ハローワークへ提出してください。
マルチ雇入届は、マルチ高年齢被保険者として申出をする方と事業主それぞれが記載する箇所がございますので、マルチ高年齢被保険者として申出をする方が必要事項を記載後、それぞれの事業主へ記載を依頼してください。

【Q9】 雇用保険に加入した後、任意で脱退することはできますか。

【答】 雇用保険マルチジョブホルダー制度は、本人の申出により雇用保険が適用されますが、その後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様であり、任意脱退は認めていません（通常の雇用保険制度は強制加入方式を採用）。また、雇用保険に加入した後で更に別の事業所で雇用された場合も、Q2の要件を満たさなくなった場合を除き、加入する事業所を任意に変更することはできません。

【Q10】 マルチ高年齢被保険者が離職した場合の手続について教えてください。

【答】 マルチ高年齢被保険者となっていた事業所を離職した場合には、被保険者でなくなった日の翌日から起算して10日以内に、2つの事業所それぞれの「雇用保険マルチジョブホルダー喪失・資格喪失届」と（失業等給付を受給予定の場合は）「雇用保険被保険者離職証明書」を作成し、添付書類をそろえて、マルチ高年齢被保険者本人が住居所管轄ハローワークに提出してください。なお、2つの事業所を同日に離職した場合はもちろん、1つの事業所のみを離職した場合であっても、マルチ高年齢被保険者ではなくなるため、離職していない方の事業所のマルチ喪失届等の作成が必要になりますので、ご注意ください。また、3つ以上の事業所（事業所 a、b、c）で雇用され、それぞれの事業所との雇用契約が週5時間以上20時間未満である場合、このうち2つの事業所（事業所 a、b）によってマルチ高年齢被保険者資格を取得し、そのうちの1つの事業所（事業所 b）で離職しても、残る2つの事業所（事業所 a、c）で週の所定労働時間の合計が20時間以上となり、それぞれの事業所における雇用見込みが31日以上あるのであれば、引き続きマルチ高年齢被保険者として取り扱われます。この場合、事業所 b を離職する時点で、事業所 a、b に係るマルチ喪失届の手続をしていただき、その上で、事業所 a、c に係るマルチ雇入届の手続をしていただきます（事業所 a、b に係るマルチ高年齢被保険者資格の喪失日と同日に事業所 a、c に係るマルチ高年齢被保険者資格を取得します）。住居所管轄ハローワークでは、事業所 b を離職する時点で他の事業所でも働いているかどうか確認します。

【Q11】 3つ以上の事業所で勤務しているマルチ高年齢被保険者が、1つの事業所を離職した日に、その他の2つの事業所で加入要件を満たす場合は、加入が必須となるのはなぜですか。

【答】 雇用保険マルチジョブホルダー制度は、本人の申出により雇用保険が適用されますが、その後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様であり、任意脱退は認めていません（通常の雇用保険制度は強制加入方式を採用）。3つ以上の事業所（事業所 a、b、c）で勤務しているマルチ高年齢被保険者の場合においても、1つの事業所（事業所 b）を離職した日に、その他の2つの事業所（事業所 a、c）で加入要件を満たす場合は、加入が必須となります。

【Q12】 届出は2つの事業所の届出様式が揃わないと申請できないのでしょうか。

【答】 原則、2つの事業所の届出様式等を揃えてから届け出いただくこととなりますが、万が一、一方の事業主の対応が遅れる等といった事情がある場合は、先に準備できた事業所の届出様式等を持参の上、住居所管轄ハローワークへ申し出てください。

【Q13】 届出の様式はどこにあるのでしょうか。

【答】 届出の様式は、お近くのハローワークにて、お受け取りください。また、提出いただく際には内容が確認できる添付書類が必要となり、資格喪失の際には提出期限もありますのでご注意ください。

【Q14】 届出様式の書き方が分かりません。

【答】 「雇用保険マルチジョブホルダー制度の申請パンフレット」を別途作成しており、その中で届出様式の記載例を掲載しています。

【Q15】 窓口申請に行く時間がない場合は、どうしたらよいのでしょうか。

【答】 雇入れ及び喪失の届出については、郵送での申請または代理人（※）による手続も可能です。
※ 代理人による手続の際には、委任状が必要です。

【Q16】 雇用保険加入中に住所又は居所が変わった場合、何か手続は必要でしょうか。

【答】 変更後の住居所管轄ハローワークへ「雇用保険マルチジョブホルダー住所変更届」を提出してください。

【Q17】 事業主の同意は必要でしょうか。

【答】事業主の同意は不要です。また、事業主からの協力を得られない場合は、マルチ高年齢被保険者として申出をする方が記載する箇所について記載した届出様式等を持参の上、住居所管轄ハローワークへご相談ください。

雇用保険料

【Q18】 雇用保険マルチジョブホルダー制度においても雇用保険料が徴収されるのでしょうか。

【答】マルチ高年齢被保険者として雇用保険の資格を取得した日以降の賃金について、雇用保険料が徴収されます。

【Q19】 マルチ高年齢被保険者が離職した場合に受給できる高年齢求職者給付金の受給要件を教えてください。

【答】通常の給付（高年齢求職者給付金）と同様に、離職の日以前1年間に、被保険者期間（※）が通算して6か月以上あること等の要件があります。

※ 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。賃金支払基礎日数が11日以上が6か月ない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として計算します。

詳細は（離職されたみなさまへ〈高年齢求職者給付金のご案内〉）をご参照ください。

雇用関係助成金との関係

【Q20】 給付額と給付日数を教えてください。

【答】給付額は、原則として、離職の日以前の6か月に支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」といいます。）の5割～8割（※）となる「基本手当日額」の30日分または50日分です。

被保険者期間が6ヶ月以上1年未満である場合は30日分、1年以上である場合は50日分を一時金として受給できます。

※ 賃金日額が低いほど給付率が高くなるよう設定されています（例えば、賃金日額が4,970円未満の場合は8割の給付率となります。計算式の詳細は（基本手当日額の計算式及び金額（令和3年8月1日～））をご参照ください（30歳未満の受給資格者と同様の計算式です。）。）。

※ マルチ高年齢被保険者の方が高年齢求職者給付金を受給する場合、日額の下限はありません。

【Q21】 1つの事業所のみ離職した場合であっても高年齢求職者給付金は受給できるのでしょうか。

【答】1つの事業所のみ離職した場合であっても、離職した事業所の賃金日額を元に基本手当日額を算定し、上記Q20の日数分受給することができます。（例えば、事業所Aと事業所Bの2社でマルチ高年齢被保険者だった方が事業所Aのみを離職した場合、事業所Aで支払われていた賃金のみ（事業所Bは含めない）で給付額が算定されることとなります。）ただし、1つの事業所を離職した時点で、他に2つ以上の事業所に雇用されており、上記Q2の加入要件を満たしている場合は、引き続き、マルチ高年齢被保険者となるため、受給はできません。

なお、マルチ高年齢被保険者の方が高年齢求職者給付金を受給する場合、日額の下限はありません。

【Q22】退職した後、給付をもらわずに再就職が決まりマルチ高年齢被保険者となりました。前職から今回の再就職までの期間が少し空いてしまったため、それまで支払っていた雇用保険の期間は無駄になってしまうのでしょうか。

【答】雇用保険に加入していた前の会社を退職してから、雇用保険（再就職手当等の就職促進給付を含む。）を受給せず、1年以内に次の就職先に就職し雇用保険に加入した場合は、前の会社で加入していた雇用保険の被保険者であった期間も通算されます。なお、給付額についてはQ20のとおり、離職の日以前の6か月間に支払われた賃金を元に算定されることとなります。

【Q23】 高年齢求職者給付金以外に受給できる給付はあるのでしょうか。

【答】高年齢求職者給付金の他に、育児休業給付・介護休業給付・教育訓練給付等も対象です。

【Q24】 ハローワークから雇用保険マルチジョブホルダー制度に関するアンケート調査への回答を求められましたが、回答しないといけないのでしょうか。

【答】雇用保険マルチジョブホルダー制度は、令和4年1月から試行的に実施しており、施行後5年を目途にその効果等を検証することとしています。試行実施状況について詳細に把握・検証するため、雇用保険の資格取得時及び資格喪失時において、本人に対しアンケート調査を実施していますので、ご提出いただきますようお願いします。

育児休業給付・介護休業給付の受給手続

【Q25】 介護休業給付及び育児休業給付の受給要件を教えてください。

【答】通常の給付と同様に、介護休業または育児休業を開始した日前2年間に被保険者期間が12か月以上あること等の要件があります。また、雇用保険の適用を受ける2つの事業所で対象となる介護休業または育児休業を同時に取得する必要があります。